

新型コロナウイルス感染症により影響を受ける中小企業・小規模事業者を対象とした金融支援

区分	県単独の措置	国の緊急対応策 -第1弾- (令和2年2月13日)			国の緊急対応策 -第2弾- (令和2年3月10日)		
所管	県(制度融資)					日本政策金融公庫	
資金	経営環境変化・災害対策資金	セーフティネット対策資金 (4号)	セーフティネット対策資金 (5号)	大規模経済危機等対策資金	新型コロナウイルス感染症 特別貸付		新型コロナウイルス対策マル経 (小規模事業者経営改善資金)
受付開始日	令和2年2月7日	令和2年3月2日	令和2年3月6日,13日	令和2年3月13日	令和2年3月17日		令和2年3月17日
発動等	知事が定める社会的要因に追加	県の要請により、経済産業大臣が地域指定	経済産業大臣が全国的に業況が悪化 している業種を指定	経済産業大臣が危機関連保証を発動	対策本部にて決定		対策本部にて決定
融資限度額 (※1)	5,000万円	5,000万円	5,000万円	5,000万円	中小事業	3億円	1,000万円
					国民事業	6,000万円	
	5年以内・1.775%	【所定枠】金融機関所定金利 【固定枠】5年以内・1.775%	【所定枠】金融機関所定金利 【固定枠】5年以内・1.775%	【所定枠】金融機関所定金利	中小事業	当初3年間 0.21%(※2) 4年目以降 1.11%	当初3年間:0.31%
					国民事業	当初3年間 0.46%(※2) 4年目以降 1.36%	